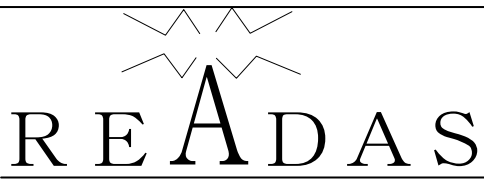


第 4533 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 7月25日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 青色事業専従者給与の取扱い

**Q**：私は夫の事業を手伝い、青色事業専従者給与をもらおうと思っています。税務上の取扱いはどうなっていますか？

**A**：青色事業専従者給与に関する届出書に記載した給与の額のうち、職務の対価として相当であると認められるものは、課税上問題になりません。

### 【解説】

不動産所得、事業所得又は山林所得を営む青色事業者が青色事業専従者に給与を支給する場合には、青色事業専従者給与に関する届出書を提出し、その届出書に記載した金額の範囲内で支給した給与のうち、その労務に従事した期間、労務の性質及び提供の程度などからみて労務の対価として相当であると認められる金額につき、必要経費に算入されることとなっています。そしてこの場合には、その必要経費に算入した青色事業専従者給与の金額は、その青色事業専従者の給与所得の収入金額となるとされています。

したがって、その給与の額が、青色事業専従者の職務の内容等に照らして相当と認められる金額であれば、税務上、問題になることはないのですが、相当と認められる金額を超える給与の場合は、その超える部分の金額は、青色事業者から青色事業専従者に対して贈与したものと取り扱われることとなりますので、注意が必要です。

